

## 大分県ドローン産業研究開発事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 大分県ドローン協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）は、協議会会員が取り組む新製品、新ソフト・サービスの研究開発を通じ、産業の育成を図るため、大分県ドローン産業研究開発事業実施要領（平成29年7月18日伺定。以下「実施要領」という。）に基づき、事業実施主体が行う新製品、新ソフト・サービスの研究開発に要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）の規定のうち知事を会長に読み替えて準用するほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「事業実施主体」とは、大分県内に住所を有し、又は県内に店舗、工場等の事業所を設置している協議会会員のうち、大分県ドローン産業研究開発事業を実施するものをいう。なお、二以上の協議会会員で構成する企業連携体により申請する場合は、構成員を含めて事業実施主体とする。この場合、構成員に大分県内に住所を有し、又は県内に店舗、工場等の事業所を設置している者を一以上含めること。

### (補助対象経費及び補助率)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助率は、別表のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 この補助金の申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、会長が別に定める期日までに会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他会長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税等額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

### (補助条件)

第5条 この補助金の補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（会長が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を会長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、会長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに会長に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、会長の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産につ

いては、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定められている処分制限期間）を経過している場合はこの限りではないこと。

(6) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、会長が必要と認めた場合は、取得後の利用状況を報告すること。

(7) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするとき（大蔵省令に規定する耐用年数を経過している場合は除く。）は、あらかじめ会長の承認を受けること。

(8) 会長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を企業会に納付させることがあること。

(9) 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

(10) 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第12条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第5号様式）により速やかに会長に報告するとともに、当該金額を返還すること。

(11) 国や県などによる他の補助金等を受けていないこと。

(12) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団（同法第2条2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。

(13) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

2 この補助金の軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更

(2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

（補助金の交付決定の通知）

第6条 この補助金の交付決定通知は、補助金交付決定通知書（第6号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

（補助金の交付方法）

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、会長が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付請求）

第9条 補助金の交付決定の通知を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第7号様式）を会長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 会長は、事業実施主体が、次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
  - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
  - (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
  - (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (5) 暴力団等であるとき。
- 2 会長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 この補助金の実績報告は、補助事業実績報告書(第9号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月15日のいずれか早い期日までに会長に提出しなければならない。ただし、提出遅延に係る事前承認申請書(第13号様式)を会長に提出し、やむを得ないものと会長が認めた場合は、期限について猶予することができる。

- (1) 事業実績書(第10号様式)
- (2) 収支精算書(第11号様式)
- (3) 領収書又は請求書の写し
- (4) 事業の成果が確認できる書類
- (5) 完成写真
- (6) 財産管理台帳の写し(第12号様式)
- (7) その他会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第12条 この補助金の額の確定通知は、補助金の額の確定通知書(第14号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第13条 この要綱の規定により会長に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱に定めるもののほか、別に会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年度の予算に係る大分県ドローン産業研究開発事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度の予算に係る大分県ドローン産業研究開発事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年度の予算に係る大分県ドローン産業研究開発事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度の予算に係る大分県ドローン産業研究開発事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度の予算に係る大分県ドローン産業研究開発事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度の予算に係る大分県ドローン産業研究開発事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度の予算に係る大分県ドローン・空飛ぶクルマ産業研究開発事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年度の予算に係る大分県ドローン産業研究開発事業費補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象経費		補助率
経費区分	内 容	
(1) 旅費	事業者旅費	2/3 以内
(2) 事務庁費	資料費、印刷費、原稿料、通信運搬費、消耗品費、雑役務費	
(3) 原材料費	主要原料、主要材料及び副資材の購入に要する経費	
(4) 機械装置・工具器具費	機械装置(又は自社により機械装置を製作する場合の部品)又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費(外注を含む)、ドローンの購入も可能 (機械装置・工具器具費のうちドローン購入費用にかかる補助限度額は、補助対象経費合計の3分の1以内とする。)	
(5) 外注加工費	原材料等の加工及び設計等を外注する際(構築物、機械装置・工具器具を外注により建造、改良をさせる場合を除く)に要する経費	
(6) 技術指導受入費	外部からの技術指導を特に必要とする場合、技術者等に支払われる経費	
(7) 直接人件費	事業に直接関与する者が直接作業時間に対するものに限る 人件費＝時間給×作業時間 (直接人件費にかかる補助限度額は、補助対象経費合計の2分の1以内とする。)	
(8) 委託費	測定、分析、解析、試験、プログラム作成、調査研究等の委託に要する経費 (委託費にかかる補助限度額は、補助対象経費合計の2分の1以内とする。)	
(9) その他の経費	上記に掲げるもののほか、産業財産権の導入に要する経費などで、会長が特に必要と認める経費	

○補助金の上限額は500万円

第1号様式（第4条関係）

令和 年度大分県ドローン産業研究開発事業費補助金交付申請書

年 月 日

大分県ドローン協議会  
会長

殿

申請者

代表者

住所（申請者の所在地）

名称（申請者の名称）

氏名（申請者の代表者の氏名）

電話番号

企業連携体の場合は代表企業の所在地、企業名称、代表者氏名を記載。  
※本吹き出し及びカッコ書きは提出時に削除願います。

令和 年度において、下記のとおり大分県ドローン産業研究開発事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、大分県ドローン産業研究開発事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他会長が必要と認める書類

第2号様式（第4条関係）

事業計画書

1. 事業実施主体の概要等

事業実施主体	名称： 住所： 電話： 担当者： 資本金・出資金： 従業員数：  （企業連携体により申請する場合は、代表者の記載に加えて、構成員の名称、住所、電話、担当者、資本金・出資金、従業員数も記載すること。）
実施期間	交付決定日～令和 年 月 日
補助金申請額	円
採用したアイデア	
公的助成金の交付を受けた実績	（過去に受給した国や県等の補助金、若しくは現在申請中の他の補助金があればその名称、交付者、金額、及び交付年月日を記載すること。）

2. 事業内容

題目	（研究テーマ、事業内容を表現する適切な名称を記入）	
内容の要約	（採択後、公開することを前提として記載）	
課題設定		
（研究開発により解決しようとする課題を具体的に記載すること。課題が複数ある場合は、項目を分けて記載すること。）		

課題設定の背景・理由								
<p>(課題を認識するに至った背景や理由を記載すること。なお、デザインシンキングの観点からニーズ把握のために行った手法及びプロセスについて記載すること。)</p>								
課題解決の手法								
<p>(試作機開発などを実施する製品、ソフト・サービスの内容を記載すること。図を用いるなどわかりやすい説明に留意すること。また特に、特許等知的財産権取得の可能性がある技術など新規性・独創性がある部分や設定した課題に対応するポイントがわかるよう記載すること。なお、デザインシンキングの観点から課題解決のアイデアを創造・考案するために行った手法及びプロセス、アイデアを構築・検証するために行う又は行った手法及びプロセスについて記載すること。)</p>								
実施手順及びスケジュール								
<p>(試作機開発などを行うために必要な項目を時系列で列挙するとともに、その内容を記載すること。またそのスケジュールを表形式で示すこと。)</p>								
項目	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

事業の目標	
<p>(本事業の実施により目指す到達目標を記載すること。また実用化に想定する最終目標を記載すること。)</p>	
市場分析	
<p>(製品、ソフト・サービスが実用化した際に予想される競合品の存在、又は競合品を製造し得る競争相手の存在、獲得可能性のある市場の規模などを記載すること。)</p>	
地域経済への貢献	
<p>(製品、ソフト・サービスが実用化した際の供給体制を想定し、売上高、雇用者数等から地域経済への貢献の度合いを記載すること。)</p>	

開発の基礎となるこれまでの研究等の蓄積		
(参加メンバーについて、これまで研究開発業務に携わった実績や今回の研究内容に関連する事業実績を記載すること(論文・パンフレット等があれば添付する)。)		
事業実施体制		
(研究開発についての体制を図示するとともに、参加メンバーの役割を記載すること。)		
働き方改革等(加点項目)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰の受賞</li> <li>・くるみん認定またはプラチナくるみん認定を受けている(申請中を含む)</li> <li>・しごと子育てサポート企業の認定を受けている(申請中を含む)</li> <li>・「中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画」の承認を受け、当公募の募集期間終了時点においてその計画の期間中である企業</li> <li>・価格転嫁の円滑化に関する「パートナーシップ構築宣言」企業</li> <li>・「事業継続力強化計画」の認定を受け、当公募の募集期間終了時点においてその計画の期間中である企業</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無

### 3. 補助対象経費等

(単位：円)

経費区分	A 補助事業に 要する経費	B 補助対象経費	C 補助限度額	D 補助金 交付申請額	備考
(1) 旅費				/	
(2) 事務庁費					
(3) 原材料費					
(4) 機械装置・工具 器具費					ドローン購入費用： 円
(5) 外注加工費					
(6) 技術指導受入費					
(7) 直接人件費					
(8) 委託費					
(9) その他の経費					
合 計					

- ※1 「補助事業に要する経費（A）」は、当該補助事業に要する経費を税込みで記載すること。
- ※2 「補助対象経費（B）」は、「補助事業に要する経費」から消費税や振込手数料などの補助対象外経費を除いた額を記載すること。
- ※3 「補助限度額（C）」は、※7～※9の上限を超えない区分については補助対象経費（B）を転記すること。※7～※9の上限を超える区分については調整後の金額を記載すること。
- ※4 機械装置・工具器具費については購入、改良等の別を備考欄に記入すること。なお、購入物件については購入先を備考欄に記載すること
- ※5 機械装置・工具器具を自家製造する場合は、鋼材、木型、鋳物等を原材料費に計上し、その内容を備考欄に記載すること
- ※6 委託する場合には、備考欄に委託先を記入すること
- ※7 機械装置・工具器具費のドローン購入費用にかかる補助限度額（C）は、補助対象経費合計（B）の1/3以内とする。
- ※8 直接人件費にかかる補助限度額（C）は、補助対象経費合計（B）の1/2以内とする。
- ※9 委託費にかかる補助限度額（C）は、補助対象経費合計（B）の1/2以内とする。
- ※10 「補助金交付申請額（D）」は、補助限度額合計（C）の2/3以内とする。また、千円未満の端数は切り捨てる。

第3号様式（第4条関係）

収支予算書

収入の部

（単位：円）

区 分	予算額	備 考
補助金		
自己資金		
その他		
計		

支出の部

（単位：円）

区 分	予算額	備 考
補助対象経費		
補助対象外経費		
計		

第4号様式（第5条関係）

令和 年度大分県ドローン産業研究開発事業変更承認申請書

年 月 日

大分県ドローン協議会  
会長

殿

申請者

代表者

住所（申請者の所在地）

名称（申請者の名称）

氏名（申請者の代表者の氏名）

電話番号

企業連携体の場合は代表企業の所在地、連携体名、連携体の代表者を記載。  
※本吹き出し及びカッコ書きは提出時に削除願います。

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大分県ドローン産業研究開発事業について、下記のとおり変更したいので、承認されるよう大分県ドローン産業研究開発事業費補助金交付要綱第5条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 変更交付申請額	金	円
既交付決定額	金	円
変更による増減額	金	円

2 変更の理由

（備考）

以下、第1号様式の記の2以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第5号様式（第5条関係）

令和 年度大分県ドローン産業研究開発事業費補助金に係る  
消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日

大分県ドローン協議会  
会長

殿

申請者

代表者

住所（申請者の所在地）

名称（申請者の名称）

氏名（申請者の代表者の氏名）

電話番号

企業連携体の場合は代表企業の所在地、企業名称、代表者氏名を記載。  
※本吹き出し及びカッコ書きは提出時に削除願います。

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大分県ドローン産業研究開発事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、大分県ドローン産業研究開発事業費補助金交付要綱第5条第1項第10号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 大分県補助金等交付規則第12条の補助金の額の確定額  
（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）  
金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額  
金 円
- 3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
金 円
- 5 その他  
（1）別紙及び積算内訳を添付すること。（任意の様式可）  
（2）消費税確定申告の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付すること。

別紙

令和 年度大分県ドローン産業研究開発事業費補助金に係る  
消費税等仕入控除税額集計表

仕入に係る消費税額及び地方消費税額 (A)	補助率 (B)	仕入に係る消費税等仕入控除税額 (A×B)	備考

- (注) 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

第6号様式（第6条関係）

令和 年度大分県ドローン産業研究開発事業費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

大分県ドローン協議会  
会長 印

令和 年 月 日付けで交付申請のあった大分県ドローン産業研究開発事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県ドローン産業研究開発事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象経費 金 円
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助条件 (要綱第5条の規定を転記)
  - (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（会長が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を会長に提出し、その承認を受けること。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、会長の承認を受けること。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに会長に報告し、その指示を受けること。
  - (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
  - (5) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、会長の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定められている処分制限期間）を経過している場合はこの限りではないこと。
  - (6) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、会長が必要と認めた場合は、取得後の利用状況を報告すること。
  - (7) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするとき（大蔵省令に規定する耐用年数を経過している場合は除く。）は、あらかじめ会長の承認を受けること。
  - (8) 会長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を企業会に納付させることがあること。
  - (9) 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明ら

かになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

- (10) 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第12条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第5号様式)により速やかに会長に報告するとともに、当該金額を返還すること。
  - (11) 国や県などによる他の補助金等を受けていないこと。
  - (12) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)又は暴力団(同法第2条2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
  - (13) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。
- 2 この補助金の軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。
- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
  - (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

(備考)

要綱第5条第1項第1号の規定による補助事業変更承認申請書(第4号様式)に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第7号様式（第9条関係）

令和 年度大分県ドローン産業研究開発事業費補助金交付請求書

年 月 日

大分県ドローン協議会  
会長 殿

企業連携体の場合は代表企業の所在地、企業名称、代表者氏名を記載。  
※本吹き出し及びカッコ書きは提出時に削除願います。

申請者  
代表者  
住所（申請者の所在地）  
名称（申請者の名称）  
氏名（申請者の代表者の氏名）  
電話番号

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大分県ドローン産業研究開発事業費補助金について、精算払（概算払）の方法により交付されるよう、大分県ドローン産業研究開発事業費補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

記

（単位：円）

補助金交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額

【振込先情報】

銀行名	
支店名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

第8号様式（第10条関係）

令和 年度大分県ドローン産業研究開発事業費補助金交付決定取消通知書

第 号  
年 月 日

殿

大分県ドローン協議会  
会長 印

令和 年 月 日付け、第 号で下記のとおり交付決定した令和 年度大分県ドローン産業研究開発事業費補助金について、大分県ドローン産業研究開発事業費補助金交付要綱第10条の規定により、交付決定を取り消すことに決定したので通知します。

記

1 事業名称

2 補助金交付（決定）額 円

3 取消の理由

第9号様式（第11条関係）

令和 年度大分県ドローン産業研究開発事業実績報告書

年 月 日

大分県ドローン協議会  
会長

殿

申請者

代表者

住所（申請者の所在地）

名称（申請者の名称）

氏名（申請者の代表者の氏名）

電話番号

企業連携体の場合は代表企業の所在地、企業名称、代表者氏名を記載。  
※本吹き出し及びカッコ書きは提出時に削除願います。

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大分県ドローン産業研究開発事業について、下記のとおり事業を実施したので、大分県ドローン産業研究開発事業費補助金交付要綱第11条の規定により、その実績について関係書類を添えて報告します。

記

1. 事業の成果

2. 添付書類

- (1) 事業実績書（第10号様式）
- (2) 収支精算書（第11号様式）
- (3) 領収書又は請求書の写し
- (4) 事業の成果が確認できる書類
- (5) 完成写真
- (6) 財産管理台帳の写し（第12号様式）
- (7) その他会長が必要と認める書類

事業実績書

1. 事業実施主体の概要等

事業実施主体	名称： 住所： 電話： 担当者： 資本金・出資金： 従業員数：
	（企業連携体により申請する場合は、代表者の記載に加えて、構成員の名称、住所、電話、担当者、資本金・出資金、従業員数も記載すること。）
実施期間	交付決定日～令和 年 月 日
補助金申請額	円

2. 事業内容

題目	
課題設定	（事業計画時に設定した課題を記載すること。）
課題解決の手法	
	（試作機開発などを実施する製品、ソフト・サービスの内容を記載すること。図を用いるなどわかりやすい説明に留意すること。また特に、特許等知的財産権取得の可能性がある技術など新規性・独創性がある部分や設定した課題に対応するポイントがわかるよう記載すること。）

実施状況		
項目（原則として事業計画に記載した項目を記載すること。）	実施内容	実施結果

事業目標の達成状況		
事業目標 (事業計画に記載した目標を記載すること)	目標の達成状況	
今後の課題と解決の見通し		
(製品、ソフト・サービスの実用化に向け残された課題と解決の見込みを記載すること。)		

### 3. 補助対象経費等

(単位：円)

経費区分	A 補助事業に 要する経費	B 補助対象経費	C 補助限度額	D 補助金 交付申請額	備考
(1) 旅費				/	
(2) 事務庁費					
(3) 原材料費					
(4) 機械装置・工具 器具費					ドローン購入費用： 円
(5) 外注加工費					
(6) 技術指導受入費					
(7) 直接人件費					
(8) 委託費					
(9) その他の経費					
合 計					

- ※1 「補助事業に要する経費（A）」は、当該補助事業に要する経費を税込みで記載すること。
- ※2 「補助対象経費（B）」は、「補助事業に要する経費」から消費税や振込手数料などの補助対象外経費を除いた額を記載すること。
- ※3 「補助限度額（C）」は、※7～※9の上限を超えない区分については補助対象経費（B）を転記すること。※7～※9の上限を超える区分については調整後の金額を記載すること。
- ※4 機械装置・工具器具費については購入、改良等の別を備考欄に記入すること。なお、購入物件については購入先を備考欄に記載すること
- ※5 機械装置・工具器具を自家製造する場合は、鋼材、木型、鋳物等を原材料費に計上し、その内容を備考欄に記載すること
- ※6 委託する場合には、備考欄に委託先を記入すること
- ※7 機械装置・工具器具費のドローン購入費用にかかる補助限度額（C）は、補助対象経費合計（B）の1/3以内とする。
- ※8 直接人件費にかかる補助限度額（C）は、補助対象経費合計（B）の1/2以内とする。
- ※9 委託費にかかる補助限度額（C）は、補助対象経費合計（B）の1/2以内とする。
- ※10 「補助金交付申請額（D）」は、補助限度額合計（C）の2/3以内とする。また、千円未満の端数は切り捨てる。

第11号様式（第11条関係）

収支精算書

収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	備 考
補助金		
自己資金		
その他		
計		

支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	備 考
補助対象経費		
補助対象外経費		
計		

第12号様式（第11条関係）

財産管理台帳

番号	名称	規格・機種	数量	単位	取得			処分制限期間 (50万円以上の場合)		処分の状況			保管場所	備考
					単価 (円) 税込み	取得金額 (円) 税込み	年月日	耐用年数	処分制限年月日	価格	処分の 内容	年月日		

- ※1 1件の取得価格が50万円以上（消費税込み）の備品等の財産を取得した場合、「処分制限期間」の欄も記入するものとする。
- ※2 処分制限期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、その期間は、取得の日から起算する。
- ※3 「処分制限年月日」の欄には、処分制限の終期を記入すること。
- ※4 「処分の内容」の欄には、売り払い、廃棄処分等別に記入すること。
- ※5 「備考」の欄には取得の相手方又は処分の相手方等を記入すること。
- ※6 この様式により難しい場合には、「処分制限期間」の欄及び「処分の状況」の欄を含む他の様式をもって財産管理台帳に代えることができる。

第13号様式（第11条関係）

令和 年度大分県ドローン産業研究開発事業実績報告書の提出遅延に係る事前承認申請書

第 号  
年 月 日

大分県ドローン協議会  
会長

殿

申請者

代表者

住所（申請者の所在地）

名称（申請者の名称）

氏名（申請者の代表者の氏名）

電話番号

企業連携体の場合は代表企業の所在地、企業名称、代表者氏名を記載。  
※本吹き出し及びカッコ書きは提出時に削除願います。

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大分県ドローン産業研究開発事業について、下記の理由により実績報告書の提出が遅延するので、承認されるよう大分県ドローン産業研究開発事業費補助金交付要綱第11条の規定により申請します。

記

遅延の理由：

完了見込み期日：

第14号様式（第12条関係）

令和 年度大分県ドローン産業研究開発事業費補助金の額の確定通知書

第 号  
年 月 日

殿

大分県ドローン協議会  
会長 印

令和 年 月 日付けで提出のあった令和 年度大分県ドローン産業研究開発事業実績報告書に基づき、令和 年 月 日付け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円については、金 円に確定したので、大分県ドローン産業研究開発事業費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。